

日の丸・君が代の強制・処分をやめよ

- 1 東京都教育委員会（都教委）は例年、3月末に卒業式の「君が代」斉唱時の不起立者に対し処分を行ってきた。

私たち自由法曹団東京支部は、450名を超える東京の弁護士から成る法律家団体として、都教委がこの種の処分を行わないことを求める。

- 2 都教委の日の丸・君が代強制は司法の場でも厳しい判断を受けた。

本年2月7日には東京地裁が東京都に対し、君が代斉唱時の不起立を理由に定年退職後の嘱託採用を拒否された元都立高校教員らへの1年の給与相当の逸失利益の支払を命じる判決を下した。

2006年9月21日に東京地裁が出した、2003年10月23日付け通達（「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」。以下「10・23通達」という）を違憲違法とし、都立学校の教職員らに、入学式・卒業式等における国歌斉唱の際、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務がないことを確認し、不起立・不斉唱・ピアノ伴奏拒否等を理由にいかなる不利益処分もしてはならないとした判決の存在は言うまでもない。

こうした司法判断からも都教委は処分を行ってはならない。

- 3 私たちは都教委に対し、次のことを要求する。
 - (1) 都立学校の入学式・卒業式等における、教職員・児童生徒の日の丸不起立・君が代不斉唱・ピアノ伴奏拒否等を理由として教職員に不利益処分を科さないこと。
 - (2) 今後、教職員・児童生徒に対し日の丸への起立・君が代斉唱・ピアノ伴奏等を強制しないこと。
 - (3) 直ちに10・23通達等を撤回すること。
 - (4) 10・23通達等に基づいてなされた教職員に対するこれまでの不利益処分すべてをすみやかに取り消すこと。

2008年3月24日

自由法曹団東京支部幹事会